

京都薬科大学バイオサイエンス研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都薬科大学学則第60条第2項の規定に基づき、バイオサイエンス研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(センターの目的)

第2条 センターは、京都薬科大学（以下「本学」という。）の教育研究に資するための実験動物の飼育管理と動物実験を適切に行い、薬学の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 実験動物管理者
- (3) その他の職員

(センター長)

第4条 センター長は、学長がセンターを使用する分野主任のうちから指名し、理事会の承認を得て任命する。

- 2 センター長は、学長の命を受け、センターを代表し業務を総括する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、再任されることができる。

(実験動物管理者)

第5条 実験動物管理者は、学長がセンター長と協議のうえ、任命する。

- 2 実験動物管理者は、センター長の命を受け、センターにおける実験動物及び施設の管理等に従事する。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、バイオサイエンス研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) センター長
 - (2) センターを使用する分野の分野主任
 - (3) 実験動物管理者
 - (4) 学長が必要と認める者
- 3 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。

(運営委員会の委員長)

第7条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会の招集及び審議事項について、あらかじめ学長と協議しなければならない。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。
(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 委員長は、必要に応じ会議の結果を学長に報告しなければならない。

(動物実験)

第9条 本学における動物実験については、京都薬科大学動物実験実施規程に基づき実施する。

(報告)

第10条 センター長は、センターの管理運営等について、必要に応じ学長に報告しなければならない。

(公表)

第11条 センター長は、センターを利用した研究成果の集録集を作成し公表しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、2013年9月1日から施行する。

2 京都薬科大学動物研究センター規程は、廃止する。

附 則

1 この規程（一部改正）は、2014年6月10日から施行し、2014年4月1日から適用する。

2 施行日の前日において、現に在任している改正前の規程第3条第2項のセンター長は、改正後の規程第4条第1項のセンター長とみなし、その任期は、現に任命されている期間の終了する日までとする。

附 則

この規程（一部改正）は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、2016年4月14日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則

この規程（一部改正）は、2021年3月31日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

この規程（一部改正）は、2021年5月12日から施行し、2021年4月1日から適用する。